

諸報告資料

(令和元年門真市教育委員会第2回定例会)

門真市教育委員会

令和元年度「図書館フェア」結果報告

1. 本のリサイクル市 (門真市民プラザ集会室)

○ 譲渡対象図書 9,865 冊

内訳 年限汚損廃棄 6,525 冊 (一般書 4,718 冊 児童書 1,093 冊 雑誌 714 冊)
寄贈図書 3,340 冊 (一般書 2,451 冊 児童書 721 冊 雑誌 168 冊)

○ 日時 令和元年5月25日(土) 午前10時から午後4時まで
令和元年5月26日(日) 午前10時から午後3時まで

	準備冊数	5月25日	5月26日	合計	団体譲渡	残数
一般書	7,169 冊	1,498 冊	842 冊	2,340 冊	126 冊	4,703 冊
児童書	1,814 冊	587 冊	137 冊	724 冊	164 冊	926 冊
雑誌	882 冊	243 冊	99 冊	342 冊	24 冊	516 冊
合計	9,865 冊	2,328 冊	1,060 冊	3,406 冊	314 冊	6,145 冊
譲受者		302 人	119 人	421 人	14 団体	—

○団体への譲渡

- ・ 老人福祉センター 100 冊(一般書)
- ・ 門真小学校 15 冊(児童書)
- ・ 四宮小学校 10 冊(児童書)
- ・ 上野口小学校 12 冊(児童書)
- ・ 五月田小学校 33 冊(児童書)
- ・ 門真みらい小学校 20 冊(児童書)
- ・ 第二中学校 9 冊(一般書)
- ・ 門真はすはな中学校 17 冊(一般書)、13 冊(児童書)
- ・ 青少年活動センター 20 冊(雑誌)
- ・ 大和田小学校 9 冊(児童書)
- ・ 沖小学校 30 冊(児童書)
- ・ 速見小学校 12 冊(児童書)
- ・ 東小学校 10 冊(児童書)
- ・ 第五中学校 4 冊(雑誌)

合計 14 団体
一般書 126 冊
児童書 164 冊
雑誌 24 冊

2. おはなしの会「どんぐりんのラブリーシアター」(門真市民プラザプレイルーム)

令和元年5月25日(土) 午前11時から午前11時45分まで 参加数 25人

令和元年6月28日
こども政策課

門真市公立園最適化検討委員会について

1. 設置目的

近年、少子化が進行し子どもの数は年々減少している中で、女性の社会進出による就労形態の変化や核家族化の進行に伴い、教育・保育に対するニーズは多様化し、子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。

本市においても、保護者の就労の増加等により、保育所及び認定こども園の入所希望者は増加している一方で、幼稚園の利用者は減少し、とりわけ公立幼稚園においては定員を大きく下回っている状況となっております。

また、公立保育所においては、園舎建設当時の施工状態の不具合より、耐震工事ができず仮園舎で対応している園もあり、安定した子育て支援サービスを提供するために、いかに対応していくのかという課題も生じております。

そのような状況の中、改めて、今後の本市における公立の幼稚園、保育所及び認定こども園の担うべき役割や、教育・保育の適正な提供体制等の公立園の最適化について検討を行うため検討委員会を設置しました。

2. 内容

公立保育所・認定こども園・幼稚園の最適化についての調査審議に関する事項について、検討を行う。委員会の意見を取りまとめ、市に対し委員会から答申を行います。その後、事務局にて市としての基本方針を令和元（2019）年度内に策定します。

3. 委員委嘱期間

委嘱の日から当該諮問に係る答申を終了するときまで
※令和元（2019）年6月頃から12月頃までを予定

4. 委員報酬

委員会の開催1回につき、8,400円
※交通費含む。別途交通費の費用弁償はありません。

5. 会議予定

委嘱期間中に計6回程度開催（1回2時間程度）
場所：門真市役所庁舎内

6. 委員構成

別紙参照

令和元年度門真市公立園最適化検討委員会委員名簿

(敬称略)

委員の構成	ふりがな 氏名	役職
学識経験者	くぼた けんいちろう 久保田 健一郎	大阪国際大学短期大学部 幼児保育学科 学科長 准教授
	やまだ ひでみ 山田 秀江	四條畷学園短期大学保育学科 教授
公立園園長	みょうじょう けいこ 明 淨 慶子	市立大和田幼稚園 園長
小学校校長	じょうの まさふみ 城野 正富美	市立二島小学校 校長
市民代表	つじもと ことみ 辻本 琴美	公募市民
児童福祉団体等を 代表する者	あだち きみお 足立 喜美夫	門真市私立幼稚園協議会 会長
	おおにし ひろゆき 大西 宏幸	門真市民間保育園協議会 副会長
	いその ふみこ 五十野 文子	門真市民生委員児童委員協議会 副会長

< 第 1 回門真市公立園最適化検討委員会概要 >

○日時 令和元年 6 月 5 日（水）午後 2 時から

○場所 門真市役所 本館 2 階 大会議室

○出席委員 久保田委員、山田委員、明浄委員、辻本委員、足立委員、大西委員、
五十野委員

欠席委員 城野委員

○会議の流れ

1. 市長挨拶
2. 委員長及び副委員長の選出について
3. 諮問
4. 議題
 - (1) 会議の公開について
 - (2) 門真市の現況報告について
 - (3) その他（今後のスケジュール等について）

○主な意見等

- ・ 今後議論するにあたり市内各園の位置がわかるような地図がほしい。
- ・ 地域の子育て支援活動について整理して教えてほしい。
- ・ 幼稚園における障がい児の受入人数の情報がほしい。
- ・ 市内で地域差があるのかどうか、小学校区別の就学前児童数が知りたい。
- ・ 公立幼稚園のバスの状況について情報がほしい。今後も続けていくのかどうか。
- ・ これから子どもが減ってくると小規模保育施設が潰れていくのではないか。
- ・ 仮園舎で保育をしている浜町保育園の現状と今後についての確認等。

○次回について

- ・ 次回（第 2 回）は 7 月 3 日（火）に開催予定
- ・ 第 1 回会議で出た意見等を集約するとともに市の考え方を示す予定

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例4号・28年24号〕

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

一部改正〔平成27年門真市条例4号〕

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市公立園最適化検討委員会	門真市立保育所、認定こども園及び幼稚園の最適化についての調査審議に関する事務

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第2条—第4条関係)

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市公立園最適化検討委員会	委員長 副委員長	10人以上	(1) 学識経験者 (2) 児童福祉団体等を代表する者 (3) 市民の代表 (4) 本市の職員 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	こども部 こども政策課